

E C 競争法執行の現代化（素描）

小原 喜雄

はじめに

EUは、従来、EC条約第八一条第一項のカルテル禁止規定の適用を除外する第三項の均一的執行をブリュッセルの欧州委員会競争総局（DGIV）に、およびその統一的解釈をルクセンブルグの欧州司法裁判所（ECJ）にそれぞれ集中するという競争法の中央集権的な執行体制を執ってきた。しかるに、EC委員会は、委員会による適用免除の許可を求めて届け出られる膨大な協定の審理に忙殺されることなく、基本的な競争政策の策定および重大な事件の決定に専念するため、委員会への協定の届出制度を廃止して、EC条約第八一条第三項の執行を各加盟国の競争当局に、その解釈を各加盟国の裁判所にそれぞれ分権化することを提案した。この分権化は「現代化」と称され、委員会は、「EC条約（旧）第八五条および（旧）第八六条の施行に関する規則の現代化について⁽¹⁾の白書」を一九九九年四月二八日に、それを実施するための理事会規則案⁽²⁾を二〇〇〇年九月二七日にそれぞれ公表した。この規則案は二〇〇二年二月一六日に理事会により採択された⁽³⁾。

この分権化には、上記のようなメリットがある半面、分権化から生じるリスクを最小限化するためのメカニズムにどのよ

うに取り組みか、すなわち①欧州委員会競争総局と加盟国競争当局との間および各加盟国の競争当局間で事件をどのように配分するか、②協定の届出制度の廃止に伴い、当該協定が第八条第三項に該当するか否かを自ら判断せざるをえなくなる企業の法的不確実性を如何に解消するか、また③私人によるforum shopping（法廷地漁り）を如何に防止するか等々の問題がある。

EC 競争法執行の分権化に関してシンポジウムが、二〇〇〇年六月二～三日にフローレンスのヨーロッパ大学（EUI）⁽⁴⁾で、一〇月一九～二〇日にニューヨークのフォーダム大学⁽⁵⁾で、十一月九～一〇日にドイツのフライブルグで欧州委員会と欧州議会⁽⁶⁾によって、さらに二〇〇二年四月二～三日にEUI⁽⁷⁾で開催されたことは、本件の重大性を端的に示す。

新理事会規則（以下、「新規則」という）は二〇〇三年一月四日付けのEC官報に掲載されたばかりであり、それが二〇〇四年五月一日に発効するまでには種々の規則・ガイドラインが発表されることであろう。新規則は、分権化の他に、カルテル等に対する法執行の強化についても定める。本稿は新規則の素描であり、他日の補正を期す所存であるが、EC 競争法執行のこれらの諸側面について以下に検討する。

EC 競争法に多大な関心をもたれる正田 彬先生⁽⁸⁾が神奈川大学を退任される記念号に本稿を寄せることができますことは、筆者にとり幸いでありませう。

一 EC 競争法執行の分権化のメリット

EC 競争法は、(1) カルテルを原則的に禁止し（旧第八五条・現第八一条第一項）、それを無効とし（同条第二項）、一定の要件を充足する場合には例外的に適用免除する（同条第三項）規定、および(2) 市場支配的地位の濫用を禁止する（旧第八六条、現第八二条）規定から成る⁽⁹⁾。欧州委員会および加盟国の裁判所と競争当局は第八五条第一項と第八六条を直

接適用し得ることがE C Jの判例で確認された(新規則の説明部分第四項)の反して、第八五条第三項に基づいて適用免除する権限は欧州委員にのみ排他的に付与されることが「E E E 条約第八五条および第八六条の施行に関する理事会規則第一七号」(一九六二年、以下「旧規則」という) 第九条に明記されている。

1 分権化を必要とする背景

旧規則の制定当時は、欧州共同体は一億七〇〇万人の人口を擁する六カ国(四つの異なる言語を使用する)から構成されるにすぎず、一九五八年一月一日にE E E 条約およびドイツの競争制限禁止法が発効したばかりであることが示すように競争政策は緒に付いたばかりであった。その制定から四〇年が経過する間、E C 委員会決定、欧州司法裁判所判決、一括免除規則、告示等によって詳細なE C 競争法が形成されてきたのであり、加盟国の競争政策も浸透し、域内市場の統合は完成されつつある。そして現在は、欧州共同体は三億八〇〇〇万人の人口を擁する一五カ国(一一の異なる言語を使用する)から成るのであるが、さらに二〇〇四年には東欧の一〇カ国をも包含しようとしている。

一九八八〜九八年の一〇年間にわたる欧州委員会競争総局の活動状況を見ると、届け出られた協定の処理が五八%、違反被疑行為に関する審査請求による審査開始が二九%であるのに反して、職権による審査開始は僅か一三%にすぎない。⁽¹⁰⁾ 一九八八年における加盟国競争当局の職員数が一、二二二人であるのに反して、欧州委員会競争総局のそれは僅か一五三人にすぎない。⁽¹¹⁾ 二〇以上の加盟国から成る拡大欧州共同体においては、競争法違反行為の摘発および制裁措置を中央集権的に行うことは益々非効率的、不適切になる。というのは、加盟国の競争当局は通常、現地市場や違反行為者について委員会よりも精通した情報を有し、その領土に中心点をもつ違反行為を迅速に審査し、法的措置を講じることができるし、違反被疑行為に関して当局に審査請求する私人がアクセスするのに委員会よりも加盟国競争当局の方が近い。加盟国の裁判所も、私人の

請求を委員会よりも迅速に受け付ける位置にあり、仮差止め命令により迅速に対応することができる。さらに加盟国の裁判所は、委員会と異なって、違反行為により損害を被った者に損害賠償の救済を与えることができる。従って、EC競争法は、第八一条第三項の執行を委員会にのみ専属させてきた中央集権的な執行体制を分権化することによって、共同体法の執行は最も効率的に執行し得る機関によって行われることになることが期待される⁽¹²⁾。

2 新規則における委員会と加盟国の競争当局・裁判所との関係

EC競争法執行の現代化のための新規則は、(a) 共同体競争法と加盟国競争法との関係、(b) 委員会と加盟国競争当局との関係、(c) 競争当局間の情報の交換、(d) 委員会と加盟国裁判所との関係、および(e) 加盟国の競争当局と裁判所間の関係について以下のように定めている。

(a) 共同体競争法と加盟国競争法との関係

国内法と共同体法との関係を明記するよう要請する条約第八三条第二項に基づいて、両法の間にはつぎのように定められる。加盟国の競争当局または裁判所は、加盟国間の貿易に影響を及ぼし、条約第八一条第一項に該当する協定、事業者団体の決定および共同行為に対し加盟国の競争法のみならず共同体の競争法をも適用し得る(新規則の説明部分第八項、第三条第一項)。しかし、第八一条第三項の要件を充足する協定、事業者団体の決定および共同行為は加盟国の競争法により禁止してはならない(国内法に対するEC法の優位) 反面、加盟国は、より厳しい国内法を自国領域内で適用することを排除されない(国内競争法の優位)⁽¹³⁾と定める(前掲の説明部分、同条第二項)。もしも加盟国競争当局が新規則第三条に違反して国内競争法を適用するならば、委員会は当該国の違反行為に対する差止め請求訴訟を条約第二二六条(旧第一六九条)に基づ

いて裁判所に提起することができる。E C 法と国内法との並存および後者の前者への溢出効果は、第八一条第三項に関する解釈の抵触に導く一要素である。

なお、自然人に刑罰を課す国内法に対しては、その刑罰が企業に適用される競争法を執行する手段である範囲内になければ、新規則は適用されない（前掲の説明部分）。

(b) 委員会と加盟国競争当局との関係

委員会と加盟国競争当局とは、密接に協力して共同体競争法を適用する（新規則第二一条第二項）。両機関は、共同体競争法を適用する機関のネットワークを密接に協力して構築すべきであり、情報と協議に関する取極を締結することが必要である。ネットワーク内の協力のための更なる枠組みが、加盟国と密接に協力しつつ、委員会により策定され、改正されよう（新規則の説明部分第一五項）。

委員会が審査手続を開始すると、加盟国競争当局はE C 競争法を適用する権限を自動的に奪われる（新規則の説明部分第一七項）。これは、競争法が均一的に適用され、かつネットワークが最善に運営されるための要請である。しかし加盟国の競争当局が既に事件に対する手続を開始している場合に委員会が審査手続を開始しようとするときは、委員会は加盟国競争当局と協議した後でのみ審査手続を開始する（同条第六項）。ところで、二以上の加盟国競争当局が、同じ協定、事業者団体の決定もしくは共同行為に対して条約第八一条もしくは第八二条に基づく審査請求を受理した、または職権により手続を開始している場合には、一加盟国の当局が当該事件を既に処理しているという事実、他の加盟国当局が審査手続を打ち切り、または審査請求を拒絶する充分な理由となる。委員会も、加盟国競争当局が当該事件を処理しているという理由により審査請求を拒絶することができる（新規則第一三条第一項）。このように一加盟国競争当局または委員会は、他の競争当局

が既に処理している協定、事業者団体の決定もしくは共同行為に対する審査請求を受理した場合には、それを拒絶することができる（同条第二項）。ネットワーク内の最適の機関が事件を処理することを確保するため、上記の一般原理が定められたのであり、各事件は単一の機関により処理されるべきであるという目的を表明する。しかし、他の競争当局が事件を処理する意向を表明しなかったとしても、委員会は、司法裁判所の判例が認めたように、共同体の利益が欠如しているときは審査請求を拒絶することができるのである（新規則の説明部分第一八項）。

(c) 競争当局間の情報の交換

(i) 委員会と加盟国競争当局との間および (ii) 加盟国競争当局相互間というネットワーク内における秘密情報の交換・保護についてつぎのように定められている。

① 委員会は、違反行為の存在の立証と排除、緊急停止命令 (interim measures)、適用免除または手続の打ち切りに関する条項を適用するために収集した最重要文書の写しを加盟国競争当局に送付する。加盟国競争当局からの要請がある場合には、委員会は事件について判断するために必要な、他の既存の文書を提出する（第一条第二項）。

② 加盟国の競争当局が条約第八一条または第八二条を適用しようとする場合には、最初の正式な審査活動を開始する以前に、または開始後遅滞なく委員会に書面でその旨を通告する。他の加盟国の競争当局もこの情報を利用し得るようにする（同条第三項）。

③ 違反行為を排除し、競争状態を回復させるための被審人の約束を受け入れる決定 (commitment decision)、または一括適用免除規則の恩典を撤回する決定を下す三〇日以内に、加盟国競争当局は委員会にその旨を通告する。その際に加盟国競争当局は、事件の概要、決定案、審査方針または活動を示す他の文書を委員会に提出する。他の加盟国競争当局もこの情

報を利用し得るようにする。委員会の要請がある場合には、処理しつつある加盟国の競争当局は、事件について判断するために必要な、他の保有文書を委員会が利用し得るようにする。委員会に提出された情報を、他の加盟国競争当局も利用し得るようにする。加盟国競争当局は、事件について判断するために必要な情報を当局間でも交換する（同条第四項）。

④ 条約第八一条および第八二条を適用するために、委員会と加盟国競争当局は、事実・法律問題に関する情報（極秘情報も含めて）を相互に提供し合い、証拠として利用する権限を有する（第一二条第一項）。

⑤ 交換された情報は、条約第八一条または第八二条を適用するためにのみ、かつ、それが送付当局により収集された主題についてのみ、証拠として利用される。国内法の反対規定にも拘わらず、情報の交換およびその情報を証拠として使用することは、その情報が極秘である場合でさえ、ネットワークのメンバー間で許容されるべきである（新規則の説明部分第一六項）。しかし国内競争法が同一事件で共同体競争法と並行して適用され、異なる結果に到達しない場合には、共同体競争法の適用のために交換された情報は、国内競争法の適用ためにも利用され得る（前掲の説明部分、同条第二項）。

⑥ 交換された情報は、以下の要件が充足される場合にのみ自然人に過料を課すために証拠として用いられる。

- (i) 情報を送付する当局の法律が条約第八一条または第八二条の違反に関して類似の制裁を予測する場合、または
- (ii) 情報を受理する当局の国内法に定めると同レベルの自然人の弁護権を尊重する態様で情報が収集された場合（同条第三項）。

企業に課される制裁が共同体法と国内法で同じ類型である場合は、情報が収集された目的のためにのみ、その情報を用いる義務以外には制約はない。関係企業の弁護権、特にファイルにアクセスする権利を確保しつつも、事業機密を保護することとは不可欠である。ネットワーク内で交換された情報の秘密も同様に保護されるべきである（説明部分第三三項）。

白書は、専ら委員会と国内競争当局との間の垂直的協力を論じたのに反して、国内競争当局自体間の水平的協力について

は殆ど言及していなかった。しかし水平的協力は、EU内における執行機関のネットワークの効率的な機能のために不可欠である。国内競争当局間における事件の移送、秘密情報の交換（国内の情状酌量プログラムの枠内で提供された情報の場合には、秘密保護の要請が特に微妙になる）、積極的礼讓原理（たとえばA国のB国向け輸出を制限するA国における行為に対しB国の競争法を適用できる管轄権がある場合にも、A国が当該行為をより効率的に排除できる立場にあり、かつ、その用意があるときは、B国はその競争法のA国の行為に対する適用を自制する）および国内競争当局が他の加盟国で証拠を収集する可能性等が補完されるべきだと指摘されていた⁽¹⁴⁾のであるが、新規則では上記のように水平的協力についてもかなり言及されるに至った。

(d) 加盟国裁判所と委員会との関係

競争法の均一的適用を確保するためには、加盟国裁判所と委員会との協力関係を確立する必要がある（新規則の説明部分第二一項）。条約第八一条または第八二条の適用手続において、加盟国の裁判所は、委員会に対し、その保有する情報または共同体競争法の適用問題に関する意見を送付するように請求することができる（新規則第一五条第一項）。加盟国は、条約第八一条または第八二条の適用に関する国内裁判所の判決の写しを委員会に送付する。この写しは、判決が当事者に通知された後遅滞なく送付される（同条第二項）。

条約第八一条または第八二条の均一的適用が要請する場合に、委員会は、職権で手続を開始するとき、加盟国の裁判所に書面・口頭で意見を送付することができる。この意見を準備するためにのみ、委員会は加盟国の当該裁判所に対し事件を判断するために必要な書類を送付するように、または送付を確保するように要請することができる（同条第三項）。これらの意見は、当事者の権利を保護する国内手続法規の枠内で提出される。従って、委員会および加盟国競争当局に国内裁判所に

おける手続を熟知させるような措置が執られるべきである（説明部分第二二項）。

(e) 加盟国の競争当局と裁判所間の関係

加盟国の競争当局は、職権で手続を開始するとき、条約第八一条または第八二条の適用問題に関して書面・口頭で意見を自国の国内裁判所に送付することができる。この意見を準備するためにのみ、加盟国の競争当局は自国の当該裁判所に対し事件を判断するために必要な書類を送付するように、または送付を確保するように要請することができる（新規則第一五条第三項）。加盟国の競争当局は、国内法に基づいて国内裁判所で意見を開陳する権限を付与される（同条第四項）。

第八一条第三項が国内競争法の適用を免除する範囲は、国内法の適用範囲にとり極めて重要であり、EUIのワークショップにおける意見はこの問題について大きく分かれた。すなわちEC委員会の代表者は、改革が第八一条による適用免除の範囲を拡張すると考えたのに対して、新体系下では既存のECJ判例の論理が国内競争法による適用免除の範囲を拡張するであろうという反対の見解を表明する者もいた。⁽¹⁵⁾

中央集権的な届出制度から、審査請求と非公式な届出（後述）に基づく分権化への移行は、上記のような諸問題を提起するのである。

二 法執行の分権化のデメリットとその克服

EC競争法執行の分権化は下記のような種々のデメリットを伴う。

1 法的不確実性を解消するための当事者の自発的な届出と当局の非公式なガイダンス

まず、適用免除の許可を求める委員会への届出制度を廃止すると、関係企業に深刻な法的不確実性をもたらすおそれがある。第八五条第三項に基づいて第一項の適用免除の認可を受けるために関係企業がすべての競争制限的協定を委員会に届け出ることには企業に過大な作業と費用を課すことになり、他方それを審査する委員会にとっても旧規則適用の三五年以上の歴史において、届け出られた協定が第一項違反とされたのは僅か九件にすぎない⁽¹⁶⁾ので、届け出られた協定の審査に多大なエネルギーを傾注したくない。このような事情から委員会は届出制度の廃止を決断し、新規則第一条第二項は、「条約第八一条第三項の要件を充足する、同条第一項に該当する協定、事業者団体の決定および共同行為は禁止されず、そのための事前決定を要しない（傍点追加）」と明定する。委員会への協定の届出制度が廃止される以上、表見的には制限的であるが第八一条第三項に基づいて適用免除され得る協定（例えば、生産のためのジョイント・ベンチャー）を締結しようとする企業は、適用免除の要件が充足されているか否かを自ら判断せざるをえず、重大な法的不確実性をもたらすおそれがある。このような法的不確実性から免れるために、企業は、委員会または加盟国競争当局から多かれ少なかれ有権的な非公式のガイダンスを求め続けることが予想される。新規則自体も、説明部分の最後の第三八項で、「事案が競争法の適用にとり新規な、または未解決の問題を提起するために純粹な不確実性をもたらす場合には、個々の企業が委員会に非公式のガイダンスを求めようとするかもしれない（傍点追加）」と述べている。米国の司法省反トラスト局が表見的には競争制限的な行為に何故挑戦しないかを説明する“Business Review Letter” 手続を欧州委員会も採ることになるかもしれない。

委員会が違反行為の排除を命じる決定を下す場合に、委員会により表明された懸念に対処する約束を関係企業が申し出るときは、委員会は、その約束を当該企業に拘束的なものにする決定を下し、違反行為の存否について判断せずに、委員会が挑戦する理由がもはや存在しないと結論することができる（新規則の説明部分第一三項、第九条）。他方、共同体の公益が

要請する例外的な場合には、委員会が、条約第八一条または第八二条の禁止規定が、殊に既存の判例法または行政慣行によって解決されなかつた新類型の協定・慣行に適用されない旨の宣言的な決定を下すことは、法を明確化し、共同体を通じて法の一貫した適用を確保するために適切である（新規則の説明部分第一四項、第一〇条）。これらの規定は、適用免除の許可またはガイダンスに対する自発的な要請の可能性を排除するものではない。今後の運用如何によるが、企業は、第八一条第三項の要件を充足しない協定を、委員会と解決案を交渉するために自発的に届け出る¹⁷⁾とも構成できよう。

同規則第五条は、加盟国の競争当局が条約第八一条および第八二条を個々の事件で適用する権限を有すると明記し、排除措置を命じ、共同体法上の過料・履行強制金のみならず国内法上の制裁をも課す決定を下すことができる旨定める。他方、保有する情報により、禁止の要件が充足されない場合には、当局は挑戦する根拠が存在しないと決定することができる。当局は当事者からの自発的な届出に答えて非公式のガイダンスを発する可能性を排除するものではない。しかし加盟国の競争当局の非公式なガイダンスは、当局相互間の十分なネットワークによって支持されないならば、限られた価値しか持たないかもしれない。

企業は、協定が条約第八一条に適合する旨の法的判断を加盟国の裁判所に請求することも考えられる。大部分の加盟国の裁判所は抽象的な勧告意見を述べることに一般的には乗り気ではないけれども、企業が重要な法律問題の早期解明を求めるため加盟国の裁判所に提訴することは、先例がないわけではない（例えば、仮処分事件）。

届出制度の廃止の影響は、行為が明白に合法でも違法でもないボーダラインの事例で特に顕著に現れる。第八一条第三項の広範な基準を適用する際に裁量の余地がかなりあるので、委員会、加盟国の競争当局または裁判所のいずれの機関が同項の適用について判断を下すかによって、結論はおのずから異なってくる。

2 Forum Shopping

事件配分に関する明確なルールが欠如しているので、協定当事者および審査請求者によるForum Shoppingが容易になる。審査請求者は、事案を積極的に審査する可能性が最も高い加盟国の競争当局に請求しようとするのに反して、協定当事者は自分達に有利な事件配分を求めることによって審査請求者の企図を阻止しようとする。さらに、協定が出来るだけ長期間存続するような手続の遅延を協定当事者に許容するような、または長引いた手続の費用を審査請求者に負担させるようなネットワーク内の事件配分が、どこまで正当な行為であると加盟国の裁判所により判断されるかは、現時点では不明である⁽¹⁸⁾。

3 加盟国競争当局のEC競争法執行権限を委員会が剥奪する制度

二〇〇二年二月一〇日に公表された「競争当局のネットワークの機能に関する理事会と委員会との共同声明⁽¹⁹⁾」は、加盟国と委員会との主要な不一致点である事件配分について一般論を述べるのみで、詳細な言及をしていない。例えば、①協定・慣行が三以上の加盟国に著しい影響を及ぼし、②委員会によってのみ、または委員会により一層効果的に適用される、委員会の他の規定と密接に結びついており、または③特に、新たな競争問題が生じるときに共同体競争政策を進展させ、またはその効果的な執行を確保するために共同体の利益が委員会決定の採択を要請する場合には、委員会が事件を処理するのに最適であると定める（第一九項）。他方、加盟国競争当局のみが、または主としてそれが事件の処理に適していると決定するのは、①主たる反競争的な効果が生じる場所、および②証拠を収集し、違反行為を排除し、および効果的な制裁を課すのどの機関が一層適しているか否かである（第一五項）。

共同体競争法の一貫した適用を確保するため、委員会は、加盟国の競争当局からEC競争法を執行する権限を奪い、自ら執行することができるのであるが、同じ事件を処理するネットワークのメンバーが①抵触する決定をしようとする場合、ま

たは加盟国が②確立された判例法と明瞭に抵触する決定を採択する場合のように限られた状況でのみ、この権限を行使することができるのである。明確で透明な基準により執行機関のネットワーク内で事件が配分されるならば、分散化した審判決のリスクは縮小するであろう。E C 競争法の国内競争法に対する優位の範囲は、今後の決定・判例の蓄積によって確定されるよう。

また、一加盟国の競争当局の決定および裁判所の判決が他の加盟国でどのような効力を有するか——通常は、国内競争当局の決定は属地的に限定された効果しか持たないのであるが——も検討されなければならない。

コストを最小限化し、国内市場の利益を極大化しようとするビジネス界は、補完性原理の擁護者よりもリスクを過大に評価するかもしれない。

国内競争当局の決定に対して委員会が第一審裁判所に上訴するというアイデアが上記ワークショップで提案されたが、それを実現するためには司法審査の構造を変更しなければならず、条約改正を要する。国内競争当局に係属する事件に対する委員会の介入が補完性原理上問題を提起することも、留意されるべきである。

三 違法行為に対する競争法執行の強化

競争法違反行為の摘発が益々困難になりつつあり、競争を効果的に保護するために、委員会の審査権限が補充される必要がある。委員会は、特に、有益な情報を保持する者の意見を聞き、その陳述を録音する権限を与えられるべきである。探知課程で、委員会の職員は、探知に必要な時間（最大七十二時間）留置物にシールを貼らなければならない（説明部分第二五項）。事業記録が会社の取締役または従業員の自宅に保持される場合があるので、委員会の職員は、事業記録が保管されている建物（自宅を含めて）に立ち入る権限が付与される。しかしこの権限を行使するためには裁判所の許可が必要である（第二六

項)。企業側の抵抗を排除するために法執行機関（警察）からの支援を国内裁判所が承認する場合には監督の範囲を定める必要がある（第二七項）。加盟国競争当局が共同体競争法を効果的に適用しうるためには、違法行為の探知および事実認定において相互に助け合うことが必要である（第二八項）。企業団体の違反行為に対し科せられた過料の効果的な徴収を確保するため、当該団体が支払い不能である場合に、委員会は当該団体の構成員に過料の支払いを請求する条件を定める必要がある。その際に委員会は、当該団体の構成員の相対的規模、特に中小企業の場合に配慮すべきである（第三〇項）。

新規則は、違反行為規制のみでは有効な是正措置とならない場合には、構造改善措置を命じる権限を委員会に付与する。

結び

条約第八一条と第八二条に定められた競争原理は、共同体の諸機関に中核的な役割を付与してきた。共同体の競争法の執行に加盟国をより密接に結びつけながらも、委員会の中核的な役割は保持されるべきである。条約第五条に定める補完性と比例性の原理に従って、新規則は、共同体の競争法を効果的に執行させようとする目的を達成するために必要な範囲を超えてはならないのである（説明部分第三四項）。

分散化した事件処理において委員会が判断決間の衝突を如何に回避し、一貫性を回復するかに関する提案は多岐にわたるが、条約第八一条第三項の適用の急進的な分権化から生じるリスクを最小限化するために、委員会は二つの広汎な原理に依拠する。第一は、委員会と国内競争当局によって形成される執行機関のネットワーク内での協力であり、第二は、加盟国競争当局のEC競争法執行権限の委員会による剥奪（委員会が加盟国競争当局から事件処理をとりあげる権限）、すなわち国内法に対するEC法の優位の原理である。

要するに、EC競争法執行方法の今回の改革は、⁽²⁰⁾同法の一層効率的な執行体系を目指す息の長い道程の一里塚である。

- (1) European Commission, White Paper on Modernisation of the Rules Implementing Articles 85 and 86 of the EC Treaty, Commission Programme No 99/027.
- (2) Commission of the European Communities, Proposal for a Council Regulation on the implementation of the rules on competition laid down in Articles 81 and 82 of the Treaty and amending Regulations (EEC) No 1017/68, (EEC) No 2988/74, (EEC) No 4056/86 and (EEC) No 3975/87.
- (3) Council Regulation (EC) No 1/2003 of 16 December 2002 on the implementation of the rules on competition laid down in Articles 81 and 82 of the Treaty, Official Journal of the European Communities (OJEC), L1/1 (4. 1. 2003).
- (4) European Competition Law Annual 2000: The Modernisation of EC Antitrust Policy, ed. by Claus-Dieter Ehlermann & Isabella Atanasiu, Hart Publishing, 2001.
- (5) 2000 Annual Proceedings of the Fordham Corporate Law Institute, International Antitrust Law & Policy, Juris Publishing, 2001.
- (6) Conference on the "Reform of European Competition Law", in Freiburg i. B. on 9 and 10 November 2000, at website of europa. eu. int.
- (7) 2002 EU Competition Law and Policy Workshop, Constructing the EU Network of Competition Authorities, at the EU's website.
- (8) 正田 彬 『E C 競争法』三喜堂 一九九六年
- (9) E C 競争法の主要な文献とは、このページのなかへ。
 Van Bael/Bellis, Competition Law of the EEC, 4th ed., 2003.
 Peter Behrens, EEC Competition Rules in National Court (IV) France, Nomos, 1997.
 Bellamy/Child, Common Market Law of Competition, 4th ed., 1993.
 Luis Ortiz Blanco, European Community Competition Procedure, Clarendon Press, 1996
 Pierre Bos, Jules Stuyck & Peter Wytinck, Concentration Control in the European Economic Community, Graham & Trotman, 1992
 Jonathan Faul & Ali Nikpay, The EC Law of Competition, Oxford UP, 1999
 Joanna Goyder, EC Distribution Law, 2nd ed., John Wiley, 1996.

- Jones, van der Woude, Lewis, *EC Competition Law Handbook*, 1995 ed., Sweet & Maxwell, 1996.
- Valentine Korah, *An Introductory Guide to EC Competition Law and Practice*, 6th ed., Hart Publishing, 1997 (第二版の邦訳：有賀美智子監訳、中村民雄訳『EU競争法概説』商事法務研究会、一九九八年)；Same, *Cases and Materials on EC Competition Law*, Hart, 1998.
- Martin Mendelsohn & Stephen Rose, *Guide to the EC Block Exemption for Vertical Agreements*, Kluwer, 2002.
- Julian Martland-Walker, *Competition Law of Europe*, Sweet & Maxwell, 1995.
- Groben/Thiesing/Ehlermann, *Kommentar zum EWG-Vertrag*, 4. Aufl. 1991.
- Gleis/Hirsch, *Kommentar zum EG-Kartellrecht*, 1993.
- Ulrich Immenga und Ernst-Joachim Mesrmäcker, *EG-Wettbewerbsrecht*, Bd. I u. II, Beck 1997.
- Schröter/Jakob/Mederer, *Kommentar zum Europäischen Wettbewerbsrecht*, 2003.
- Wiedemann, *Kommentar zu den Gruppenfreistellungsverordnungen des EWG-Kartellrechts*, Bd. I, 1989, Bd II, 1990.
- Zäch, *Wettbewerbsrecht der Europäischen Union—Praxis von Kommission und Gerichtshof*, 1994.
- Goldman/Lyon-Caen/Vogel, *Droit commercial européen*, 5me éd., 1994.
- Zachmann, *Le contrôle communautaire des concentrations*, 1994.
- 松平満雄編『EU競争法』有斐閣、一九九三年
- 村上政博『EU競争法 [EU競争法]』第一版、弘文堂、二〇〇一年
- Commission of the European Communities, *Report on Competition Policy*, vol. I (1972)-XXXX (2001)
- (10) Note 1, p. 20.
- (11) XVIIth FIDE Congress, Stockholm, 3-6 June 1998, *National Application of Community Competition Law*, General Report by J. Temple Lang, p. 265, cited in Note 1.
- (12) Note 1, p. 20-21.
- (13) Wilmer, Cutler & Pickering *EU Bulletin* (12/12/2002, p5) 邦訳、リネックス・レナショナルイザシオン・ウィルマー (WCPUBulletin@wilmer.com)
- (14) Note 4,

- (15) *Ibid.*, 271f.
- (16) Note 1, p. 29, footnote 39.
- (17) Note 13.
- (18) *Ibid.*
- (19) Joint Statement of the Council and the Commission on the Functioning of the Network of Competition Authorities, 10 December 2002.
- (20) E C 競争法執行の現代化に関する著作には、注(4)および(5)のほか、Rein Wesseling, *The Modernisation of EC Antitrust Law*, Hart Publishing, 2000; Wouter P. J. Wils, *The Optimal Enforcement of EC Antitrust Law*, Kluwer, 2002 などがある。
本稿は、平成二三年度 日本学術振興会 特定国派遣研究の支援に負うところ大である。

《付記》

二校後、松下満雄「EU/EC競争法の新施行規則について」国際商事法第三二巻五号六〇九頁に接した。